平成２８年（フ）第６号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目９番２―206号　県住２―206号
破産者　原　　裕子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３６号
鳥取県米子市皆生６丁目４番65号　202号
破産者　イシイビビリンボカグこと　ＩＳＨＩＩ　ＢＥＶＥＬＹＮ　ＢＯＣＡＧ
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１２号
広島県三原市中之町３丁目25番20号
破産者　波多　健夫
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１７２号
広島県福山市沖野上町３丁目12番23号　ルームちぐさ101号
破産者　藤井由利子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２６号
愛媛県松山市古川南３丁目14番26号
破産者　嶋村　祐介
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
愛媛県松山市西石井３丁目16番32号　西石井団地２棟228号
破産者　清家　理絵
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０号
愛媛県松山市春美町６番６号　コーポ春美201号
破産者　酒田　容子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
愛媛県喜多郡内子町内子2470番地
破産者　市兼　忠幸
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１９号
愛媛県西条市船屋甲617番地16、前住所愛媛県新居浜市西連寺町２丁目２番10号
破産者　荻山　　潤
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１７号
福岡県田川市大字伊加利1908番地１　中央団地４区　８―５―３
破産者　西原　文子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１８号
福岡県田川郡福智町上野2772番地10
破産者　池尻　千恵
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２８号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅115棟14号
破産者　上城　幸子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２号
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地Ｃ棟403号
破産者　岩元　　優
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
鹿児島県姶良市平松4610番地３
破産者　萩原　弓美（旧姓田之頭）
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第１４１号
東京都中野区新井５―25―１―201
再生債務者　吉田　幸司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第７２号
埼玉県所沢市大字山口1512番地の１
再生債務者　岩岡　宏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月13日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第７８９号
神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町10―135　マークスプリングス・メゾンＣ―312
再生債務者　野崎　繁樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第５５２号
東京都品川区西大井６―10―３
再生債務者　大杉　義宣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第６５７号
神奈川県高座郡寒川町岡田2397―１―104（住民票上の住所）神奈川県高座郡寒川町岡田350
再生債務者　大久保説子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第６６号
千葉県松戸市六高台５丁目153番地の１
再生債務者　家木　恭平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再イ）第６号
群馬県沼田市下川田町3200番地
再生債務者　小嶌美津穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月16日
前橋地方裁判所沼田支部個人再生係